政治倫理審査会
礒谷議員に警告文書

米原市民報
日本共産党米原市会議員
山脇正孝TEL52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄TEL55-1527
http://www.jcp-maibarashigidan.com/

9月定例会が10月3日に終了しました。大きな9月議会の議案としては各会計の令和6年度の決算認定が審議されました。また議案とは別に議員8名の審査請求により政治倫理審査会が開催され審査会の結論等について報告します。決算認定議案については次号にて報告します。

政治倫理審査会の経過

令和7年8月18日付けで8人の議員により審査請求（代表者山脇正孝議員）のあった礒谷議員に対する政治倫理審査については10月2日4回にわたる審査会の審査を経て、10月2日に審査結果報告書を作成し、議長あてに報告書を提出しました。その中で事実関係を認定し、その内容を評価し、講ずべき措置を決定しました。

役職辞任と文書警告

9月17日の第3回審査会で藤田正雄議員は、発言が「死ね」「殺す」「指を詰めろ」など脅迫罪など刑事罰にも該当する内容であり議員辞職勧告が適当との主張をしましたが、採決の結果は議会運営委員長及び予算決算常任委員長職の辞任勧告及び文書警告との結論で報告書を作成することが決定されました。

しかし、10月2日に礒谷議員より、議会運営委員長、及び予算決算常任委員長の辞任の申し出があり、承認されたため、実際の措置は文書警告だけになりました。

議会でのハラスメント防止対策を

また審査会の報告書では付帯意見がまとめられました。

今議員の任期は10月31日までですので、新たな議会で今回の審査会報告書を受けて、更なるハラスメントを許さない取り組みが必要となります。

その付帯意見（抜粋）と10月3日の定例会最終日に議長より礒谷議員に渡された警告文書は次のとおりです。

審査会での付帯意見

昨今、全国の地方議会においては、議員の職員に対するパワーハラスメント行為等による政治倫理審査会の開催が頻繁に報じられており、本市議会においても、制度の隙間を埋めるための新たな措置等の整備が必要であると考える。

自治体議会は、市の最終意思決定を行う権能を有している。そして、そこに至る過程においては、職員の職務遂行によって、様々な施策が立案され議案が提出されるものである。

その過程の中で議員によるパワーハラスメント等の行為により、職員の精神的安全性が確保されないとすれば、それは最早、人権侵害以外の何物でもない。このことは、議員間における関係性でも同じである。

全国の自治体議会では、ハラスメントを撲滅し、議員自らを律するため、ハラスメント防止条例を制定するなどの取組が実践されている事例もある。

本審査会としては、本市議会においても、今回の事案を議員自らが我が事として受け止め、襟を正し、二度と同じような事案が発生しないよう措置を講じられることを提言する。

議長の礒谷議員への警告文書

米原市議会議員政治倫理条例第14条に基づく警告文

貴下が、令和7年7月30日から31日にかけて実施した民生教育常任委員会行政視察の行程中、視察終了後の食事会の場等における次の言動は、米原市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）において、いずれも議員の品位と名誉を損ない、米原市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反する行為であると認められました。

・貴下が職員Aに対して発した『辞めろ』、『辞めてしまえ』、『辞表を出せ』、『死ね』、『指詰めろ』、『殺す』などという極めて不適切な発言を行った事実。

・当該視察に参加した藤本議員に対し発した『お前は、3千円の仕事しかしていない』、『おままごと議員』などという極めて不適切な発言を行った事実。

・その他、令和7年10月2日付で審査会から報告を受けた審査報告書記載の事実。

・かかる一連の行為は、議員としての品位と見識を欠いており、市民の議会に対する信頼を損ねる行為です。議員として厳しく非難されてしかるべき行為であり、猛省を求めます。

貴下においては、改めて議員には自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理基準を遵守した行動が求められていることを認識するとともに、今後、かかる行為を二度と繰り返さないよう本書により厳重に警告します。